

木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）策定業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 名称：木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）策定業務委託
 - (2) 履行場所：木更津市内ほか
 - (3) 履行内容：別添「木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）策定業務委託仕様書」のとおり
 - (4) 履行期間：委託契約締結日から令和6年3月22日まで
 - (5) 提案上限額：7,194,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする
- ※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す額である

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書の内容について、市関係者で構成する木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）策定業務受託候補者審査会で審査し、随意契約の受託候補者を決定する。

4 委託業務の目的及び公募型プロポーザル方式採用の理由

本業務は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月30日法律第92号。以下、「法」という。）に基づき、令和2年3月に内閣総理大臣の認定を受けた木更津市中心市街地活性化基本計画の第2期計画の策定に向け、第2期計画に掲げるべき事項に関する調査や資料の収集・作成、提案等を行うものである。

策定においては、現行の木更津市中心市街地活性化基本計画において設定した基本方針、目標及び掲載事業などについて検証するとともに、地域ニーズ等を把握するために専門的な調査を実施し、市民の意向を十分に反映し、かつ上位計画との整合性を図りながら策定を行っていくことが必要となる。

加えて、今後の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図る重要な計画策定であり、専門性と共に質の高さが求められることから、価格の競争で選定するのではなく、公募により複数の者から企画を提案してもらい、創造性、技術力等を審査の上、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施するものである。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 参加意向申出書（別記第1号様式）の提出期限日において、木更津市入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程のほか、次の事項にいずれにも該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 過去に法に基づく中心市街地活性化基本計画など、まちづくりに関する計画の策定業務の実績があること。
- (5) 共同事業体を構成して参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たしている者
 - ア 構成員数が2者であること。
 - イ 構成員のうちから、代表構成員が選定されていること。
 - ウ 全ての構成員が、上記（1）から（3）の要件を満たしていること。
 - エ いずれかの構成員が、上記（4）の要件を満たしていること。

6 事業スケジュール

項目	スケジュール（予定）
(1)実施要領等の配布	令和5年4月21日（金）
(2)質問の受付期間	令和5年4月21日（金）から 令和5年5月8日（月）午後5時まで
(3)質問に対する回答期限	令和5年5月10日（水）
(4)参加意向申出書の提出期限	令和5年5月12日（金）午後5時まで
(5)提案資格確認結果通知	令和5年5月15日（月）
(6)提案書類提出期限	令和5年5月22日（月）午後5時まで
(7)プレゼンテーション審査	令和5年5月30日（火）
(8)審査結果の通知	令和5年5月31日（水）
(9)契約	令和5年6月上旬

※ 事業スケジュールについては、変更することがある。

7 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・木更津市中心市街地活性化基本計画(第2期)策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・木更津市中心市街地活性化基本計画(第2期)策定業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式
- ・木更津市中心市街地活性化基本計画(第2期)策定業務委託仕様書

(2) 交付方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

8 参加意向申出

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加意向申出書(別記第1号様式)

(2) 募集期間

令和5年5月12日(金)午後5時まで(必着)

(3) 応募方法

持参もしくは郵送によること。

※ 郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

【提出先】292-8501 木更津市富士見一丁目2番地1号 木更津市役所駅前庁舎
企画部地域政策室地域政策係(電話:0438-38-6782)

9 質問書の受付及び回答

(1) 質問の提出期限

令和5年5月8日(月)午後5時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書(任意様式)を担当部局に提出するとともに、電話により担部局へ提出したことを連絡すること。

(3) 回答

令和5年5月10日(水)に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

10 提案資格確認結果の通知

プロポーザル参加意向申出書の内容について、「5. 参加資格」により、提案資格を満たしているかを確認し、令和5年5月15日(月)に参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

1 1 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

① 本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、木更津市中心市街地活性化基本計画(第2期)策定業務受託候補者審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査会委員が、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、下記(2)の評価基準及び(3)審査項目の評価基準に基づき、採点を行う。その上で、以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。

ア 総合計得点が最も高い者

イ 総合計得点が以下の式を満たしている者

$$\text{【総合計得点} \geq 100 \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6 \text{】}$$

② 最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定する。

③ 提案者が1事業者のみの場合は、規定の審査を経た上で、審査会委員の協議により受託候補者とするか決定する。

(2) 評価基準

【評価基準】		
評価項目	評価の視点	配点
①業務実施体制	人員の配置状況から、本市との打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組み込まれているか。	10
②業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10
③スケジュール	仕様書の内容に基づき、効率的なスケジュールが計画されているか。	10
④目的の理解度	本業務の背景、課題や目的、関係法令等必要な知識を有しているか。	10
⑤各計画の理解度	本市の計画(「都市計画マスタープラン」、「木更津市飛行場周辺まちづくり基本計画」、「立地適正化計画」等)を理解しているか	10

⑥基礎調査等	本市の現状等を的確に把握しているか	10
⑦企画力	本市の特性及び現行の木更津市中心市街地活性化基本計画を踏まえた、適切かつ有益な提案がなされているか	20
⑧その他	本業務に対する意欲、熱意がみられるか	10
⑨価格点	価格点（提案者の最も低い価格÷当該提案者の価格）×10 （小数点以下切り捨て）	10

（3）審査項目の評価基準

採点は、次に示す5段階評価による得点の付与を上記（2）に示す評価項目ごとに行い、合計得点を算定する。（⑨のみ除く）

評価	評価基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0.2

12 提案方法

提案者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を提出すること。なお、1者につき1つの提案の提出に限る。

（1）提出書類

下表のとおり

（2）提出方法

担当部局へ持参すること。

※持参する際は、電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※提案書提出時にくじを引き、番号の大きい提案者から当日のプレゼンテーションを開始する。

(3) 提出期間

令和5年5月22日（月）午後5時まで

(4) 作成上の注意

- ① 提出書類は、提案書表紙に代表者印を押印した正本1部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本10部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- ② 提案書類は①～⑧の順にファイルで綴じ、1部ずつ右側にインデックス（No.①～No.⑧）を付すこと。

(5) 事前調査

応募者が5者を超える場合には、提出書類のうち②～⑤について、本要領11(2)の【評価基準】による事前審査を行い、内容が優れた5者を本審査の対象とする。事前審査の結果については、令和5年5月24日（水）までに通知する。

○提出書類

提出書類	留意事項
①提案書表紙（別記第2号様式）	所在地・会社名・代表者を記入し、代表者印を押印した上で鑑表紙とする。
②企画提案書（任意様式）	「11評価方法及び評価基準（2）評価基準」を参考に、具体的な実施方法を記載する。
③業務工程表（任意様式）	業務のスケジュールを記載する。
④業務実績（別記第3号様式）	過去の同種業務の実績を最大5件まで記載する。
⑤業務実施体制（別記第4号様式）	本業務に係る人員について、担当する業務内容を記載する。
⑥配置予定者の経歴調書（別記第5号様式）	配置予定人員の氏名、経歴、実績等について記載する。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付する。
⑦見積書（任意様式）	合計金額のほか、積算内訳も記載する。
⑧会社概要	パンフレットも可とする。

13 プレゼンテーション審査について

本プロポーザルの審査は、審査会の委員が、本要領11で示す評価方法及び評価基準に基づいて提出書類及びプレゼンテーションの審査を行い、最も優れている提案を特定する。

なお、プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションの時間は1事業者当たり15分以内とする。
- (2) プレゼンテーションの実施終了後、約10分間の質疑応答時間を設ける。
- (3) プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とする。配置予定管理技術者は必ず出席するものとする。

- (4) プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- (5) プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターは、本市で用意するものとする。
- (6) プレゼンテーションの実施日及び実施場所は以下のとおりとする。
 - ・実施日 令和5年5月30日(火)
 - ・実施場所 木更津市役所駅前庁舎

14 審査結果の通知

審査結果を電子メールにより通知した上で、結果通知書を郵送する。

- (1) 通知日
 - 令和5年5月31日(水)
- (2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

15 審査結果の公表

審査結果については、下記のとおり公表する。

- (1) 公表事項
 - 参加事業者名(受託候補者のみ)、各評価項目得点、合計得点等
- (2) 公表方法
 - 木更津市公式ホームページ内に掲載する。

16 契約の締結

- (1) 受託候補者と業務の詳細を協議の上、見積書を徴収し、契約を締結する。
 - (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)
- (2) 受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、上記と同じ手続きにより契約を締結する。

17 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とし、プロポーザル参加停止通知書を送付する。
 - ① 提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ② 「本要領5参加資格」を満たしていない場合
 - ③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が当該予算額を超えている場合
 - ⑤ プレゼンテーション審査に欠席した場合
 - ⑥ 選考の公平性を害する行為があった場合

- ⑦ 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 申出書及び提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する費用は、すべて当該提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び提案書類は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。また、案資格確認通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (6) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (8) 受託候補者が決定するまでの間、提案者の数等は公表しないものとする。

18 担当部局及び書類等提出先

〒292-8501

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎

木更津市 企画部 地域政策室 地域政策係

電話：0438-38-6782

FAX：0438-23-9338

E-mail：chiiki@city.kisarazu.lg.jp